

残留農薬分析

野菜の検査命令(食品衛生法第26条)、ポジティブリスト制度に即した残留農薬の分析を行います。

食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、全ての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、残留基準が設定されています。一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する「ポジティブリスト制度」導入後に新たに残留基準が設定された農薬等は約800品目あります(残留基準の見直しは順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て実施)。なお、残留基準が定められていない農薬等については、一律基準値として0.01ppmが設定されています。

消費者が求めるものは・・・おいしい食材?安全な食材?安い食材?
消費者の信頼を得るために、「食」の安全性の確認を行うことが大切です。

「食」の安全へのお手伝いをいたします。



ガスクロマトグラフ質量分析計

※イメージ画像

1 多成分一斉分析

多くの残留農薬について、厚生労働省通知の方法に基づき、GC/MS¹⁾、LC/MS/MS²⁾など高感度・高精度の分析機器を用いて、迅速に同時分析を行います。

2 低コスト

検体数・項目に応じて、分析料金をご相談いただけます。お気軽にご相談ください。

3 高い信頼性

登録検査機関における製品検査の業務管理要領(食品GLP)、ISO9001による品質管理システムを構築しています。

1)ガスクロマトグラフ質量分析計: Gas Chromatograph Mass Spectrometer

・・・残留農薬や環境ホルモンなど、高い感度が要求される分析に使用されます。

2)高速液体クロマトグラフ質量分析計: High-Performance Liquid Chromatography / Mass Spectrometer

・・・当社で保有するLC/MS/MSは、MS(質量分析計)が2台連結したもので、LC/MSよりはるかに高精度の分析が可能です。

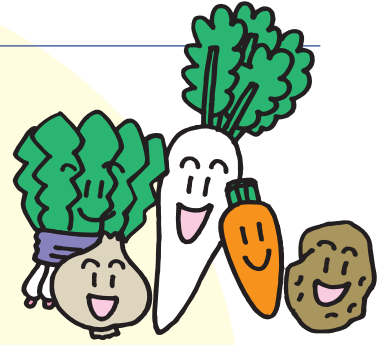
農薬分析の概要

▶ 分析の実施項目

1) 厚生労働省通知の方法に基づき、**多成分一斉分析**を実施いたします。

一斉分析対応項目数の例

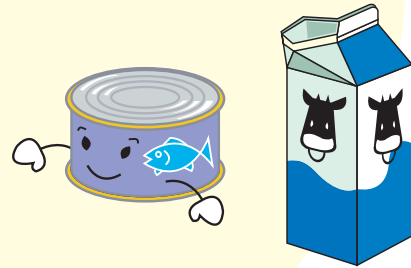
種類	項目数	備考
野菜の検査命令 (食品衛生法第26条)	9	ピレスロイド系農薬
輸入野菜モニタリング	284	検疫所モニタリング対象の約 92% カバー
輸入穀物モニタリング	244	検疫所モニタリング対象の約 93% カバー
輸入果実モニタリング	255	検疫所モニタリング対象の約 91% カバー



2) **畜産物、水産物**についても測定を行います。

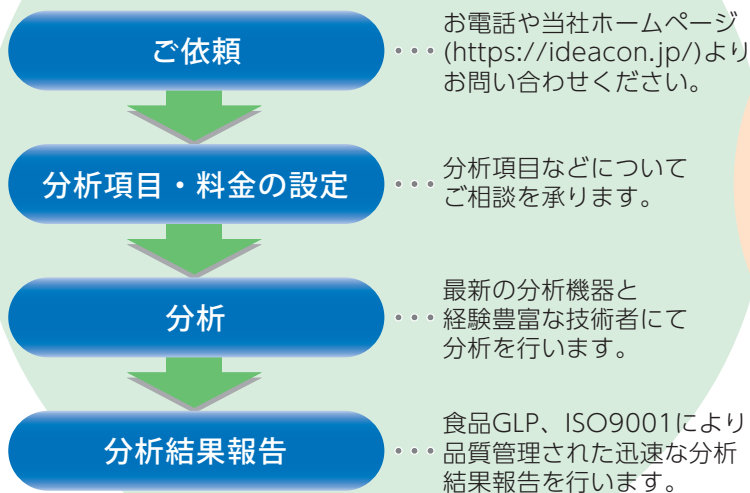


3) **加工食品**についても測定を行います。



▶ 分析の実施手順

分析のご依頼から分析結果の報告までの流れは以下の通りです。



※イメージ画像

多様な農薬へのリスク管理は万全ですか？
当社は「食」の安全へのお手伝いをいたします
～加工食品についても対応いたします～

お問い合わせ先

環境測定事業本部 食品・生命科学研究所

TEL : 06-4703-2865 E-mail : idea-quay@ideacon.jp

